

- 12月 9日(水) 町会会館管理部会
- 13日(日) 町会役員会
- 20日(日) 町会会館見学会
- 21日(月) 町会会館管理部会
- 25日・28日 歳末夜警
- 1月13日(水) 町会会館落成打合せ



発行：京一旭町会
 会長 渡辺 伸一
 編集：京一旭町会 広報担当

京一旭町会ホームページ <http://kyoichiasahi.jp/>

ふれあいと活動の「たまり場」

町会会館が落成しました

新町会会館



《京島西公園に隣接しています》

会館の落成を記念して、会員の皆さまに、心ばかりの記念の品をお届けしました。

ご活用ください

- 貸出し時間 午前9時～午後9時
- 利用料金 午前9時～午後5時 1時間700円
午後5時～午後9時 1時間800円
(15分以上延長は1時間の料金)
- 営利目的の料金は上記の100%増しです。
(営業活動や教室等の収益を得るもの)
- 政治・宗教に関するものは貸出ししません。
- 使用申し込みは、町会活動以外は原則一カ月前より受け付けます。所定の用紙にご記入ください。申込先は町会役員にお問い合わせください。
- ①ゴミはお持ち帰りください。
- ②ご使用後は火元などの確認をお願いします。
- ③ご近所の方にお気遣いをお願いします。
- 詳細は、町会役員にお問い合わせください。

旧町会会館 (2006年の活動より)



敬老祝い準備『花束づくり』



旧会館解体前の『震災訓練』



旧会館最後の『歳末夜警』

翌年の夏に解体されました

独白

町会法人化署名に会員が力を合わせて5年余で会館が落成。
 この旭だよりも100号+1。
 継続は力と言いますが、ひとりひとりの力が重なればみんなへの力となり次の世代に。
 (いろいろとありがとうございました)

正しく知って予防を 新型コロナウイルス感染症

保健所や医療機関は感染拡大でひっ迫しており、電話が掛かりにくくなっています。

感染経路

- ・くしゃみや咳等と一緒に出たウイルスを口や鼻から吸い込んで感染
- ・感染者がくしゃみや咳を押さえた手で触れたものを、他の人が触れて口や鼻を触る

潜伏期間

- ・感染後約5日（最長14日）程度で発症

主な症状

- ・発熱やのどの痛み、長引く咳、強いだるさ(倦怠感)、嗅覚・味覚障害

予防方法

- ・手洗いとマスク着用で感染リスクの減少→正しく恐れる！

電話相談

- ・基本的には医師や保健所の判断で発熱症状者や濃厚接触者にPCR検査の実施
※濃厚接触者→マスク等無しで、1m以内で15分以上の会話をした人

発熱症状 ある場合

- ・かかりつけ医に電話で相談し、指示に従いましょう
- ・かかりつけ医がない場合
 - ①墨田区発熱・コロナ相談センター 電話：5608-1443
受付時間：平日の午前9時から午後5時まで（祝日は除く）
 - ②東京都発熱相談センター 電話：5320-4592
受付時間：24時間対応（土曜、日曜、祝日を含む）

区のホームページ



QRコード

○墨田区における発熱患者の診療・検査医療機関（新型コロナウイルス検査も実施しています）

【下記の診療機関に受診する前に、必ず電話で問い合わせてください。】

（区のホームページより）

医療機関名	住所	電話番号	電話受付時間	休診日	備考
			診療時間		
墨田中央 病院	京島 3-67-1	3617- 1414	月～土9:00～11:30・13:30～16:30	日・祝	要予約
			月～土9:00～12:00・13:30～16:30		
同愛記念 病院	横網 2-1-11	3625- 6381	月～金9:00～17:00	土・日・祝	要予約
			月～金9:00～12:00・13:00～17:00		
済生会向島 病院	八広 1-5-10	3610- 3694	月～金9:00～10:00	土・日・祝	要予約
			月～金11:00～12:00		
東京曳舟 病院	東向島 2-27-1	5655- 1120	月～金9:00～17:00	日・祝	要予約
			月～土9:00～11:00・14:00～16:00		
中村病院	八広 2-1-1	3612- 7131	月～土9:00～17:00	日・祝	要予約
			月～土14:00～17:00		
山田記念 病院	石原 2-20-1	3624- 1151	月～金9:00～17:00	日・祝	要予約
			月～土9:00～12:00・13:00～17:00		

生活相談

- ・生活に困った場合は、生活保護などの支援制度を申請しましょう。権利です。
- ・下記以外の各種支援策は、区の広報や墨田区役所：☎5608-1111代

○自宅家賃補助→離職（自営業の廃業、休業含）により、住居を確保することが困難になっている方に対して、原則3ヶ月間の家賃相当額を支払う制度です。最長12ヶ月まで延長が可能です。また、下記では仕事や食料支援についても相談できます。

墨田区くらし・しごと相談室：☎5608-6289

○生活資金貸付→収入が減少した世帯等に対して、月額15万円～20万円を、原則3ヶ月の貸し付があります。一定の収入以下の場合は返済免除制度もあります。

墨田区社会福祉協議会：☎3614-3902

○子ども支援→学習塾や通信講座等の費用を最大20万円、また受験料を最大8万円まで貸し付ける制度があります。高校や大学に合格した場合、返済が免除となります。

墨田区役所厚生課：☎5608-6151

【墨田区のホームページなどの資料より抜粋しました】